

令和3年10月 1日

町内小中学校保護者 様

武豊町教育委員会教育長
加藤 雅也

緊急事態宣言解除後の登校判断について

日頃は本町の教育活動にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、国や県の通知を踏まえて、緊急事態宣言解除後の登校判断につきまして、以下のように変更いたします。ご理解ご協力の程、お願いいたします。

記

1 緊急事態宣言解除後の登校判断について

- (1) お子様本人に発熱等の風邪症状が見られる場合は、お子様の登校を控えてください。
- (2) 同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合や、同居のご家族が風邪症状等によりPCR検査等を受ける場合は、学校・保護者様とで相談をし、登校について慎重に検討します。
- (3) お子様に発熱等の風邪症状があり、すぐに治まった場合(例：夜に発熱し、翌朝解熱)でも、念のため1日程度、登校を控え受診することをご検討ください。

※ (1)～(3)により、学校を休む場合は、「欠席」ではなく「出席停止」扱いとします。

2 その他

今後の国や県の通知によって、上記の内容を変更する場合は、改めて連絡をいたします。

9 連絡先：武豊町教育委員会 指導主事 岩田 圭司
TEL：0569-72-1111

